

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ. 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ-1-5 内部委任等</p> <p>Ⅲ-1-5-1 金融庁長官への協議</p> <p>財務局長は、少額短期保険業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。</p> <p>なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 主要株主に関する事項</p> <p>① 法第272条の31第1項の規定による承認</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(5) 持株会社に関する事項</p> <p>① 法第272条の35第1項の規定による承認</p> <p>② 法第272条の39第1項の規定による承認</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>Ⅲ-1-5-2 金融庁長官への報告</p> <p>財務局長は、少額短期保険業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ. 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ-1-5 内部委任等</p> <p>Ⅲ-1-5-1 金融庁長官への協議</p> <p>財務局長は、少額短期保険業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ金融庁長官に協議するものとする。</p> <p>なお、協議の際は、財務局における検討の内容及び処理意見を付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 主要株主に関する事項 (削除)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(5) 持株会社に関する事項 (削除) (削除)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>Ⅲ-1-5-2 金融庁長官への報告</p> <p>財務局長は、少額短期保険業者の監督事務に係る財務局長への委任事項等の処理にあたり、次に掲げる事項については、当該事務処理後金融庁長官に報告等を行うものとする。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(1)～(7) (略) (新設)</p> <p>(8) (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-1-8 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p>「<u>総合指針Ⅲ-1-8-2 &lt;法令解釈等の照会を受けた場合の対応&gt; 照会に対する回答方法</u>」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 登録</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 登録の拒否</p> <p>① <u>登録を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対する審査請求及び国を相手方とする取消の訴えを提起できる旨を記載した別紙様式 I-47 による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする。</u></p> <p>② <u>登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第 272 条の 4 のうちの該当する号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項について</u></p>	<p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>法第272条の31第1項の規定による承認を行ったときは、速やかにその内容を金融庁長官へ報告すること。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>法第272条の35第1項の規定による承認を行ったときは、速やかにその内容を金融庁長官へ報告すること。</u></p> <p>(11) <u>法第272条の39第1項の規定による承認を行ったときは、速やかにその内容を金融庁長官へ報告すること。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-1-8 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p>「<u>総合指針Ⅲ-1-8 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</u>」に準じて取扱うものとする。</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-1 登録</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 登録の拒否</p> <p><u>登録を拒否する場合は、拒否の理由並びに金融庁長官に対する審査請求及び国を相手方とする取消の訴えを提起できる旨を記載した別紙様式 I-46 による登録拒否通知書を登録申請者に交付するものとする（Ⅲ-4 及び総合指針Ⅲ-4-2 参照）。</u></p> <p>(削除)</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>ての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 登録の拒否</p> <p>① <u>法第 279 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、登録を拒否したときは、別紙様式 V-7 により作成した登録拒否通知書を代申業者に交付する。</u></p> <p>② <u>登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第 279 条第 1 項各号のうちの該当する号の番号又は登録申請書及び添付書類のうち重要な事項についての虚偽の記載のある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-2-9 <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u>に関する金融機関の留意事項</p> <p>「<u>総合指針Ⅲ-2-11 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u>に関する金融機関の留意事項」に準じて取扱うものとする。          なお、<u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 39 条の 2 及び我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針</u>（以下、「基本指針」という。）十. イ. の中小企業承継事業再生に関する</p>	<p>(中略)</p> <p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 登録の拒否</p> <p><u>法第 279 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、登録を拒否したときは、別紙様式 V-7 により作成した登録拒否通知書を代申業者に交付する（Ⅲ-4 及び総合指針Ⅲ-4-2 参照）。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ-2-9 <u>産業競争力強化法</u>に関する金融機関の留意事項</p> <p>「<u>総合指針Ⅲ-2-11 強化法</u>に関する金融機関の留意事項」に準じて取扱うものとする。          なお、<u>産業競争力強化法第 120 条及び中小企業承継事業再生の実施に関する指針</u>（以下、「<u>中小企業承継事業再生実施指針</u>」という。）一の中小企業承継事業再生による事業の強化に関する目標の設定に関する事項につ</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>る計画の記載事項</u>については、少額短期保険業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>基本指針十. イ. 1.</u> の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>(2) <u>基本指針十. イ. 2.</u> の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p>	<p>いては、少額短期保険業者の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>中小企業承継事業再生実施指針一. イ</u>の「有利子負債合計額」は、例えば、保険契約準備金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>(2) <u>中小企業承継事業再生実施指針一. ロ</u>の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【様式・参考資料編】 別紙様式 I - 4 6</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>（ 商号又は名称） （ 代表者の氏名） 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p style="text-align: center;">少額短期保険業の登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった少額短期保険業の登録については、保険業法第 2 7 2 条の 4 の規定に基づき、登録を拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>	<p>【様式・参考資料編】 別紙様式 I - 4 6</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>（ 商号又は名称） （ 代表者の氏名） 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p style="text-align: center;">少額短期保険業の登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった少額短期保険業の登録については、保険業法第 2 7 2 条の 4 の規定に基づき、登録を拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>別紙様式Ⅱ－３</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長</p> <p style="text-align: center;">保険業法第２７２条の２４第１項に規定する命令について</p> <p>貴社における保険業法第２７２条の２第２項第４号に掲げる書類（保険料及び責任準備金の算出方法書）について、下記に該当するので期日までに変更することを命じます。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>６０日以内</u>に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>１． 該当する事由 ２． 変更を命ずる事項 ３． 期日</p>	<p>別紙様式Ⅱ－３</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長</p> <p style="text-align: center;">保険業法第２７２条の２４第１項に規定する命令について</p> <p>貴社における保険業法第２７２条の２第２項第４号に掲げる書類（保険料及び責任準備金の算出方法書）について、下記に該当するので期日までに変更することを命じます。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>３ヶ月以内</u>に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>１． 該当する事由 ２． 変更を命ずる事項 ３． 期日</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>別紙様式Ⅱ－４</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長</p> <p style="text-align: center;">保険業法第２７２条の２４第２項に規定する命令について</p> <p>貴社における保険業法第２７２条の２第２項第２号から第４号に掲げる書類について、下記に該当するので期日までに変更することを命じます。          なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>６０日以内</u>に金融庁長官に対して<u>行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）</u>に基づく審査請求をすることができます。          また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から<u>６ヶ月以内</u>に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>１． 理由                  ２． 変更を命ずる事項                  ３． 期日</p>	<p>別紙様式Ⅱ－４</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長</p> <p style="text-align: center;">保険業法第２７２条の２４第２項に規定する命令について</p> <p>貴社における保険業法第２７２条の２第２項第２号から第４号に掲げる書類について、下記に該当するので期日までに変更することを命じます。          なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>３ヶ月以内</u>に金融庁長官に対して<u>行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）</u>に基づく審査請求をすることができます。          また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から<u>６ヶ月以内</u>に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>１． 理由                  ２． 変更を命ずる事項                  ３． 期日</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>別紙様式Ⅱ－６－１</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長</p> <p>保険業法第２７２条の２０第４項に規定する命令について（変更命令）</p> <p>平成 年 月 日付で受理した による届出については、保険業法第２７２条の２０第４項の規定により変更を命じます。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>６０日以内</u>に金融庁長官に対して<u>行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）</u>に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 理由 2. 変更を命ずる事項 3. 期日</p>	<p>別紙様式Ⅱ－６－１</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長</p> <p>保険業法第２７２条の２０第４項に規定する命令について（変更命令）</p> <p>平成 年 月 日付で受理した による届出については、保険業法第２７２条の２０第４項の規定により変更を命じます。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>３ヶ月以内</u>に金融庁長官に対して<u>行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）</u>に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 理由 2. 変更を命ずる事項 3. 期日</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>別紙様式Ⅱ－６－２</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長</p> <p>保険業法第２７２条の２０第４項に規定する命令について（撤回命令）</p> <p>平成 年 月 日付で受理した による届出については、保険業法第２７２条の２０第４項の規定により撤回を命じます。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>６０日以内</u>に金融庁長官に対して<u>行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）</u>に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 理由</p>	<p>別紙様式Ⅱ－６－２</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長</p> <p>保険業法第２７２条の２０第４項に規定する命令について（撤回命令）</p> <p>平成 年 月 日付で受理した による届出については、保険業法第２７２条の２０第４項の規定により撤回を命じます。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>３ヶ月以内</u>に金融庁長官に対して<u>行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）</u>に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 理由</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>別紙様式Ⅱ－８</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長</p> <p style="text-align: center;">保険業法第２７２条の２０第１項に規定する期間の延長について</p> <p>平成 年 月 日付で受理した による届出については、下記のとおり審査期間を延長したので、保険業法第２７２条の２０第３項の規定により通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>６０日以内</u>に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 延長期間 2. 理由</p>	<p>別紙様式Ⅱ－８</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>商号又は名称 代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長</p> <p style="text-align: center;">保険業法第２７２条の２０第１項に規定する期間の延長について</p> <p>平成 年 月 日付で受理した による届出については、下記のとおり審査期間を延長したので、保険業法第２７２条の２０第３項の規定により通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>３ヶ月以内</u>に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から６ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 延長期間 2. 理由</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>別紙様式V-7</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長 印</p> <p style="text-align: center;">登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった少額短期保険募集人の登録については、保険業法第279条の規定に基づき、登録を拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に金融庁長官に対して<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>	<p>別紙様式V-7</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長 印</p> <p style="text-align: center;">登録の拒否について</p> <p>年 月 日付で申請のあった少額短期保険募集人の登録については、保険業法第279条の規定に基づき、登録を拒否したので、通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3ヶ月以内</u>に金融庁長官に対して<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>

## 少額短期保険業者向けの監督指針（新旧対照表）